

+ 医知創造ラボ

1年の医療費が10万円を 超えたら、税金が戻る？

知らないと損する「医療費控除」のしくみ

監修：脳神経内科専門医 所要 約4分

去年たくさん払った医療費、 取り戻せるかも？

結論

1年の医療費が一定額(目安10万円)を超えたら、
確定申告で税金が軽くなります。

- この動画でわかること **AGENDA**

3つのポイントで、損をしない

1 どんな制度？ 何が対象？

医療費控除のしくみと対象になる費用

2 いくら戻る？

計算式と「よくある勘違い」

3 やり方と注意点

市販薬の特例・手続き3ステップ

■ CHAPTER 01

CHAPTER

01

どんな制度？ 何が対象？

医療費控除は 「払いすぎた税金」を取り戻す制度

1年間(1月～12月)に払った医療費が一定額を超えると、その分だけ**税金の計算のもとになる所得が減り**、所得税や住民税が軽くなります。

ここがポイント

会社員も、年末調整では受けられません。**自分で確定申告**すると、納めた税金の一部が戻ってきます。

■ KEY NUMBER

10万円

この金額を超えた医療費が、控除の対象

家族の分も合算できます。総所得が200万円未満の人は「総所得の5%」が基準になります。

■ CHAPTER 02

CHAPTER

02

いくら戻る？

控除額の出し方

1年の医療費の合計から、保険金などで戻った分と10万円を引いた額が「医療費控除額」です(上限200万円)。

📋 例: 医療費が年20万円なら

20万円 - 10万円 = 10万円が控除額。所得税率10%の人なら、約1万円が戻る計算です。

超えた分が全部戻る？

× 10万円を超えた医療費が、まるごと戻ってくる

○ 戻るのは「控除額×税率」。控除額がそのまま戻るわけではありません

戻ったお金は差し引く

高額療養費や保険金、出産育児一時金などであとから戻ってきたお金は、医療費から差し引いて計算します。

つまり

「実際に自分が負担した医療費」が対象。高額療養費で戻った分は引くのがルールです。

■ CHAPTER 03

CHAPTER

03

やり方と注意点

何が対象になる？

- ✓ 治療・入院・薬代、通院の交通費(電車・バス)
- ✓ 歯の治療、医師の指示によるものなど

× 美容目的・健康増進・予防(異常なしの人間ドック等)は対象外

市販薬の特例もある

対象の市販薬（スイッチOTCなど）を1年で**12,000円**を超えて買うと、超えた分（上限**88,000円**）を控除できます。

⚠️ どちらか一方

これが「セルフメディケーション税制」。ふつうの医療費控除とは**選択制**で、両方は使えません。

手続きの3ステップ

①

1年分の領収書を
集める



②

医療費の
明細書を作る



③

確定申告で
提出する

今日の3つの持ち帰りポイント

01

目安は年10万円 超

家族の分も合算。超えた
医療費が控除の対象にな
ります。

02

戻るのは控除額 ×税率

全額ではありません。高
額療養費で戻った分は差
し引きます。

03

確定申告で手続 き

領収書を集めて明細書を作
り申告。市販薬の特例
は選択制です。



ご視聴にあたってのお願い

税制の条件・金額は**2026年時点・個人の状況で異なります。**

実際の申告は**国税庁の案内や税務署にご確認**ください。

+ 医知創造ラボ

役に立ったら、応援お願いします

暮らしとお金に役立つ医療の話をお届けしています



チャンネル登録



高評価

あわせて見たい:「医療費が100万円でも自己負担は約9万円? 高額療養費」